

<問題 1>

次のAからCまでのうち、該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、外為令別表の2の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の2の項は、原子力供給国グループ（NSG）の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 東京の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、外為令別表の9の項に関連する暗号技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項は、ワッセナー・アレンジメント（WA）の規制なので、同サイトにある Category5 -Part1-Telecommunications の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 東京の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、外為令別表の3の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の3の項は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 2>

AからCの貨物を無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項第二号が適用されるものは、いくつあるか答えなさい。

(参照条文)輸出貿易管理令第13条

第13条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

- A 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメット
- B 輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当する発酵槽
- C 輸出令別表第1の6の項(2)に該当するNC工作機械

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題3>

AからCまでのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 外為法第25条第1項の「取引」とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいうので、国内の大学の研究者が、外国の大学の研究者に無償で技術指導する場合は、この「取引」にあたらない。
- B 外為法第25条第1項中の「政令」と外為法第25条第4項中の「政令」は、いずれも外国為替令のことである。
- C 外為法第25条第1項の「技術」とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題4>

外為令別表の9の項に関するAからCまでの説明のうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

外為令別表の9の項

	技 術	外国
9	(1)輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2)輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び15の項の中欄に掲げるものを除く。) (3)通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(7の項の中欄に掲げるものを除く。) (4)超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(7の項の中欄に掲げるものを除く。)	(X)

- A 外為令別表の9の項(2)の括弧書き中の「(1)」とは、外為令別表の9の項(1)のことである。
- B 外為令別表の9の項(2)では、輸出令別表第1の9の項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術と輸出令別表第1の9の項に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術を規制対象としている。
- C 外為令別表の下欄の(X)には、「全地域」が入る。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題5>

東京のメーカーAは、装置Xの中に、制御用に集積回路 α を計3個、装置Xに正当に組み込んで、来月、フランスの自動車メーカーに輸出する予定である。この場合、集積回路 α について適切な対応を1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①装置Xは、リスト規制非該当で、初期製造時の市場価格200万円である。
- ②集積回路 α は、輸出令別表第1の7の項(1)に該当し、装置Xの初期製造時に、ICの専門商社で、1個8万円で購入した。
- ③集積回路 α は、装置Xの中に全て半田付けの状態にある。

- 1. 装置Xの集積回路 α については、運用通達の10%ルールは適用できないので、輸出許可が必要である。
- 2. 装置Xの集積回路 α については、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
- 3. 装置Xの集積回路 α については、運用通達の10%ルールは適用できないが、集積回路 α は、全て半田付けの状態にあり、運用通達の「他の貨物と分離しがたいと判断される。」との規定により輸出許可は不要である。

<問題6>

東京のメーカーAは、1ヶ月前にタイのメーカーBに輸出した測定装置Xが故障したので、測定装置Xの修理を検討している。この場合、メーカーAの対応について適切な説明を1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①測定装置Xは、輸出令別表第1の2の項(12)、貨物等省令第1条第十七号に該当する。
- ②タイは、「ろ地域」である。

1. メーカーAは、故障した測定装置Xと全く同じ仕様の測定装置を先にメーカーBに輸出し、故障した測定装置Xを後日、送り返してもらうことにした。この場合、無償告示第一号1の規定が適用できるので、先に輸出する交換用の測定装置について輸出許可は不要である。
2. メーカーAは、故障した測定装置Xを先に日本に戻し、その交換として、全く同じ仕様の測定装置をタイのメーカーBに輸出することにした。この場合、無償告示第一号1の規定が適用できるので、輸出許可は不要である。
3. メーカーAは、故障した測定装置Xと全く同じ仕様の測定装置を先にタイのメーカーBに輸出する場合、無償告示第一号1の規定は適用できないが、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得していれば、当該特別一般包括許可を適用して、輸出することができる。

(参照条文)

仕向地 輸出令 別表第1項番	い地域①	い地域②	ろ地域(ち地域 を除く。)	ち地域
輸出令別表第1の 2の項(12)に掲 げる貨物であって、 貨物等省令第1条 14号又は17号に該 当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—

<問題7>

以下のAからCのうち、少額特例について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 少額特例は、懸念国である輸出令別表第4の地域（イラン、イラク、北朝鮮）を仕向地とする場合、適用できない。
- B 少額特例の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第1の各項の中欄のうち括弧毎で計算する。
- C 外貨で契約した場合の少額特例の総価額の換算は、「契約締結日の属する期間の換算率」により計算する。具体的には、毎月、日本銀行で公表される「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 8 >

以下のAからCのうち、貿易外省令第9条第2項について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムでも、ソースコードが公開されている場合は、外国や非居住者に提供する場合でも、役務取引許可は不要である。
- B 外為令別表の1から15の項に該当するソフトウェアであっても、市販されているプログラムであれば、不特定多数の者が購入できるので、常に役務取引許可は不要である。
- C 公知の技術を提供する場合で、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当する場合は、役務取引許可が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題9>

東京にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置X(総価額90万円)をタイにあるメーカーBに輸出する契約を6月27日に結んだ。貿易会社Aは、暗号装置Xを少額特例を適用して、8月1日に輸出する予定である。事前に操作マニュアルY(外為令別表の9の項に該当)をメーカーBに送る場合の対応について、適切なものを1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①貿易会社Aは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を6月1日に取得した。
- ②外為令別表の9の項に該当する技術は、使用技術告示第一号で規制されていない。

1. この場合、貿易会社Aは、暗号装置Xについて、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できるので、操作マニュアルYを契約前に、メーカーBに提供することができる。
2. この場合、貿易会社Aは、暗号装置Xについて、少額特例が適用できるので、暗号装置Xを輸出申告した日以降であれば、操作マニュアルYについて、役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。
3. この場合、貿易会社Aは、暗号装置Xについて、少額特例が適用できるので、契約を締結した6月27日以降であれば、操作マニュアルYについて、役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。

<問題10>

以下のAからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 東京にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYよりマイコン100個の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該マイコンを使用して、中国海軍の軍艦製造に使用すると連絡があった。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
- B 東京にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYよりマイコン100個の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該マイコンを使用して、大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
- C 東京にあるメーカーXは、パキスタンにあるメーカーYより合金（価額900万円）の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該合金を使用して、重水の製造に使用すると連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、明らかガイドラインでチェックして問題がなければ、メーカーXは、輸出許可申請不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 1>

以下のAからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、都内にある在日外国大使館より、外為令別表の2の項に該当するソフトウェア（1セット）の注文を受けた。メーカーXが、在日外国大使館に当該ソフトウェアを納品する場合、役務取引許可が必要である。
- B 東京にあるメーカーXは、横須賀にある在日米軍より、輸出令別表第1の8の項に該当するサーバー（価額300万円）の注文を受けた。メーカーXが、在日米軍に当該サーバーを納品する場合、輸出許可が必要である。
- C 東京にある大学Xは、来日から3ヶ月しか経過していない中国人留学生Yから、ブラックホールのシミュレーションをしたいので、大学Xが所有しているスーパーコンピュータの操作説明書（外為令別表の8の項該当）を貸して欲しいといわれたので、貸与することにした。この場合、大学Xは、役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 2>

以下のAからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 貨物等省令第8条第一号に該当する伝送通信装置を固定するための専用部品は、貨物等省令第8条第一号に該当しない。
- B ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計した通信用の光ファイバー（長さ5メートル）は、貨物等省令第8条第一号に該当しない。なお、当該通信用の光ファイバーは、人工衛星に搭載するように設計したものではない。
- C 124度を超える温度又は零下55度より低い温度で使用することができるように設計した通信妨害装置は、貨物等省令第8条第一号に該当する。なお、当該通信妨害装置は、人工衛星に搭載するように設計したものではない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参照条文)

<p>貨物等省令 第8条 第一号</p>	<p>伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 核爆発による過渡的な電子的効果又はパルスによる影響を防止することができるように設計したもの</p> <p>ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したもの（人工衛星に搭載するように設計したものを除く。）</p> <p>ハ 124度を超える温度又は零下55度より低い温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計したものを除く。）</p>
------------------------------	--

<問題 13>

以下のAからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCまでの技術は、全て外国間で提供されるものとする。

- A 東京にある貿易会社Xは、英国の大手書店Yで販売されている武器に関する専門書（外為令別表の1の項に該当する技術を含む。）を多数購入し、タイにある武器メーカーZに売却する予定である。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は不要である。
- B 東京にある貿易会社Xは、韓国にある会社Yから、外為令別表の7の項に該当するソフトウェアαを購入し、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンのメーカーZ（懸念区分は、ミサイル）に売却する予定である。貿易会社Xが、メーカーZに用途を確認したところ、「大陸間弾道ミサイルの製造に使用する」と連絡があった。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は必要である。
- C 東京にある貿易会社Xは、タイにある会社Yから外為令別表の16の項に該当するソフトウェアαを購入し、外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学Z（懸念区分は、ミサイル）に売却する予定である。貿易会社Xが、大学Zに用途を確認したところ、「研究目的は言えない」と連絡があった。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 14>

以下のAからCのうち、誤っている説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある大学のX教授は、外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学のY教授から、国際電話で外為令別表の16の項に該当するマルエージング鋼の製造技術に関する質問を受けた。国際電話は、キャッチオール規制の対象外なので、X教授は、Y教授の用途など確認する必要なく、電話で回答して問題ない。
- B 東京にあるメーカーXの担当者は、輸出令別表第1の16の項に該当するセンサー100個を中国にあるメーカーYに輸出しようとしたところ、大阪にあるライバルメーカーZの担当者から、メーカーYは、中国の大陸間弾道ミサイルの部品を製造しているらしいと言われた。この場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は必要である。
- C 大阪にある貿易会社Xは、来月、照明器具用に輸出令別表第1の16の項に該当するLED（1000個）をパキスタンにあるメーカーYに輸出する予定である。貿易会社Xの営業担当者がパキスタンにあるメーカーYの本社を表敬訪問したところ、軍から表彰された楯や勲章を見つけた。この場合、メーカーYは、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、貿易会社Xは、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 15>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある貿易会社Xは、アメリカにあるメーカーYから戦闘機専用のモニター（輸出令別表第1の1の項該当）を購入し、イスラエルのメーカーZに売却する予定である。当該モニターは、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、戦闘機専用のモニターの仲介貿易取引を行う際、仲介貿易取引許可が必要である。
- B 東京にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物を中国にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、エアコンの製造であるが、メーカーZが「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合であっても、仲介貿易取引許可は不要である。
- C 横浜にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物を韓国にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、大陸間弾道ミサイルの製造であっても、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 16>

以下のAからCのうち、許可の申請先が安全保障貿易審査課となっている組合せを1つ選びなさい。

- A 通常兵器キャッチオール規制の役務取引許可申請
- B 特別一般包括役務取引許可申請
- C 仲介貿易取引許可申請

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

<問題 17>

外為法等遵守事項と遵守基準省令に関するAからCの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 外為法等遵守事項には、「子会社及び関連会社の指導」の規定があるが、遵守基準省令には、「子会社及び関連会社の指導」の規定はない。
- B 遵守基準省令で法的義務規定とされている出荷管理は、外為法等遵守事項でも、法的義務規定とされている。
- C 遵守基準省令で努力規定とされている顧客審査は、外為法等遵守事項でも、努力規定とされている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 18>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置をフランスに輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。
- B 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置をマレーシアの警察に輸出し、政府の要人警護に使用すると連絡を受けている場合は、事前の「届出」は、不要である。
- C 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置をベルギーの警察に輸出し、政府の要人警護に使用すると連絡を受けている場合は、事前の「届出」は、不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 19>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 大阪のメーカーXは、英国のメーカーYより、リスト規制に該当しない液体 α の注文を受けた。メーカーXは、輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貯蔵容器(通い容器)に液体 α 入れて、英国に輸出する予定である。この貯蔵容器(通い容器)は、英国に輸出後、日本に戻す場合は、輸出許可は不要である。
- B 大阪在住のX氏は、年末年始の休暇中にグアムに行ってダイビングをする予定である。その際、自給式潜水用具(輸出令別表第1の12の項(9)に該当)を本人が使用する目的で持ち出す予定であるが、持ち帰るものであれば、輸出許可は不要である。
- C 東京にある貿易会社AのX課長は、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブのサンプルをハンドキャリーで、明日、米国向けに持ち出す予定である。この場合、バルブのサンプルは、輸出令別表第6の「携帯品」にあたるので、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 20>

輸出令別表第1の3の2の項に関するAからCまでの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

3の2	(1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽又はその部分品 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 5の2 噴霧乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品
-----	---

- A 輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当する遠心分離機の内部で使用する専用のガラス管Xを単体で、米国の研究機関に輸出する場合、ガラス管Xは、輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当しないので、輸出許可は不要である。
- B 輸出令別表第1の3の2の項中の「用いられる」とは、「用いることができる」という意味である。
- C 輸出令別表第1の3の2の項中の「経済産業省令」とは、貨物等省令のことである。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

＜問題 2 1＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

東京にある貿易会社AのX営業部長は、会社の営業ノルマを達成するために輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置を「非該当」と該非判定書を書き換え、無許可で中国にあるメーカーBに輸出した。この場合、貿易会社Aは、X営業部長による無許可輸出を知らなかったのであれば、外為法第72条第1項に問われることはない。

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

東京にあるT大学工学部のA教授は、外為令別表の2の項に該当する最新型ロボットの設計図面を米国系の大手クラウドサービス提供者のサーバーに保管し、本人のみが使用できるようになっている。この場合、役務取引許可は不要である。

<問題 23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「D」は、当該品目が技術であることを示している。

<問題 2 4 >

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)の大量破壊兵器エンドユース規制では、輸出及び再輸出のみでなく国内移転も規制対象となっている。

<問題 25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

米国原産の 3A991 に分類される部品 X を組み込んだ日本製の製品 A をイラン向けに輸出する予定である。製品 A に対する部品 X の組込比率を計算すると 3% であった。この為、米国原産のスペア部品に適用可能な許可例外 APR を適用して部品 X を 2 個スペア部品として製品 A に同梱して再輸出できると判断した。

平成28年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第4回)

(STC Advanced)試験問題